

令和5年度水質検査計画

中央(森)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	0.001	0.001	0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.008	0.004	0.007	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.20	0.24	0.24	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.014	0.018	0.013	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.09	0.06	0.12	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0018	0.0012	0.0015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0008	0.00081	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.003	0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	2	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.8	3	3.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	42	47	35	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	73	80	57	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	0.0046	<0.002	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.4	0.3	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	0.6	<0.5	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

中央(川渡)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	82	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	0.00039	0.00044	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	0.006	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.30	0.35	0.32	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.012	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.22	0.20	0.15	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0028	0.0017	0.0019	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0007	0.0008	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.005	0.004	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0019	0.0015	0.0010	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.005	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.015	0.007	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.002	0.005	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	2	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.1	2.9	3.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	43	48	68	1回/3月	1回/年	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	74	91	97	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.5	<0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	1.5	1.7	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

長者(低区)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	0.006	0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.25	0.25	0.32	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.04	0.04	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.07	<0.05	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0006	0.0005	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0011	0.0011	0.0008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.0026	0.0021	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0010	0.0008	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.003	0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.006	<0.005	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	2	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	4.6	2.4	4.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	65	62	71	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	85	95	93	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.0	8.0	8.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

岩丸簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.007	0.007	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.20	0.26	0.34	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.02	0.02	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.11	0.11	0.09	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.009	0.003	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.006	0.003	0.006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0005	0.0006	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.011	0.006	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.004	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0024	0.0020	0.0020	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.0022	0.0023	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.008	0.007	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	2	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.9	3.0	4.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	36	39	28	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	63	72	45	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.4	0.4	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.7	7.7	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	1.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

坂本簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	0.0005	0.00045	0.00052	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.008	<0.004	0.009	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.25	0.32	0.40	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.07	<0.05	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.006	0.005	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.008	0.007	0.012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	<0.002	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0022	0.0021	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.003	<0.002	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.010	0.006	0.012	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	2	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.0	2.6	3.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	32	37	27	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	60	51	45	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.4	<0.3	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	0.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

見ノ越簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.007	0.005	0.007	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.28	0.32	0.36	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.01	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.10	0.06	0.09	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0055	0.0049	0.010	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.004	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0006	0.0007	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.008	0.008	0.013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0025	0.0024	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.003	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.7	2.4	2.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	33	35	29	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	71	65	59	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.4	0.3	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

大崎簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	<0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.28	0.28	0.31	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	0.04	0.05	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.19	<0.05	0.11	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	0.0009	0.0012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	0.0010	0.0015	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0005	0.0012	0.0017	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.004	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.6	2.6	3.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	40	43	45	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	71	55	81	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	<0.3	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.9	7.8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

寺村簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	12	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	0.0006	0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.005	<0.004	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.16	0.16	0.19	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.05	<0.05	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	<0.01	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	<0.05	<0.05	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	<0.0005	<0.0005	0.0023	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	0.0005	0.0007	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0006	0.0007	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.011	0.0049	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.007	0.003	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	2.2	2.1	2.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	26	26	66	1回/3月	1回/年	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	54	63	79	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	0.0037	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	<0.3	0.7	<0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.7	7.7	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

田村簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	25	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	0.005	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.26	0.29	0.26	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.06	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.011	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.17	0.10	0.24	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0007	<0.0005	0.0014	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	<0.002	<0.002	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0006	<0.0005	0.00065	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	<0.002	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.007	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	3.2	2.8	3.3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.3	2.7	3.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	64	58	70	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	79	88	97	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.3	<0.3	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	8.0	8.0	8.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	<0.5	<0.5	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

名野川(北川)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.14	0.15	0.14	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.012	0.011	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.07	0.05	<0.05	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0039	0.0038	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.004	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.005	0.005	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0011	0.0009	0.0007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.0026	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	5	4	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.2	3.1	3.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	29	32	35	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	56	71	91	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	1.5	1.4	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	3.3	3.5	1.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	0.2	0.2	0.2	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

名野川(観音谷)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	<0.0003	0.0008	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.14	0.15	0.20	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.05	<0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.012	0.012	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.07	0.05	0.36	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.0039	0.0038	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	0.0037	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	<0.0005	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.005	0.0047	0.0091	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.003	<0.002	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0011	0.0009	0.0040	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	<0.002	0.0026	0.007	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	<0.005	<0.005	0.027	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	0.043	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.002	<0.002	0.014	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	5	4	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.2	3.1	3.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	29	32	41	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	56	71	86	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	1.5	1.4	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.8	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	3.3	3.5	1.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	0.2	0.2	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

名野川(高区)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否			令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×			<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×			不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○			<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○			<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○			<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○			<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○			<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○			<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○			<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×			<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○			0.20	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○			0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○			0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○			<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○			<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○			<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○			<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○			<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○			<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○			<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×			0.09	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×			<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×			0.0026	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×			0.0028	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×			<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○			<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×			0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×			<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×			0.0012	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×			<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×			<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○			0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○			<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○			<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○			0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○			5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○			<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×			3.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○			41	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○			89	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○			<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジオオキシ	≦0.00001	○			<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソボルネオール	≦0.00001	○			<0.000001	原因藻類発生時に 月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○			<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○			<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×			0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×			7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×			異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×			異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×			0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×			0.8	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和5年度水質検査計画

共同調理場簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和2年度 最大値	令和3年度 最大値	令和4年度 最大値	基本検査頻度	令和5年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	≦100	×	<10	<10	100	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	≦0.01	○	<0.0003	0.00042	0.00053	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	≦0.02	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04	○	<0.004	0.007	0.007	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	○	0.21	0.30	0.34	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8	○	0.07	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	○	<0.01	0.011	<0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	≦0.002	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	≦0.02	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ベンゼン	≦0.01	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基21	塩素酸	≦0.6	×	0.36	0.28	0.34	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	≦0.02	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	≦0.06	×	0.010	0.014	0.017	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	≦0.03	×	0.005	0.010	0.010	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	≦0.1	×	<0.0005	0.00058	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	≦0.01	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基27	総トリハロメタン	≦0.1	×	0.013	0.018	0.020	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	≦0.03	×	0.005	0.004	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	≦0.03	×	0.0026	0.0034	0.0027	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	≦0.09	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	≦0.08	×	<0.005	0.006530061	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	≦1	○	0.005	0.015	0.014	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	○	0.005	<0.005	0.019	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	鉄及びその化合物	≦0.3	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	銅及びその化合物	≦1	○	0.011	0.031	0.036	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200	○	5	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	塩化物イオン	≦200	×	3.4	3.2	3.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	≦300	○	22	23	25	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基40	蒸発残留物	≦500	○	56	72	74	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基42	ジェオスミン	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基43	2-メチルイソポリネオール	≦0.00001	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基45	フェノール類	≦0.005	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基46	有機物等(全有機炭素の量)	≦3	×	0.8	0.3	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	5.8～8.6	×	7.7	7.6	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	色度	≦5	×	0.7	<0.5	1.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	濁度	≦2	×	0.2	<0.1	0.2	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。